

別添 3

認知症地域支援・ケア向上推進業務について

1 職員体制

本業務を実施するため、認知症地域支援推進員として以下のいずれかの要件を満たす者を1人以上配置する。なお、仕様書「9 業務内容」に記載の他の業務と兼務して差し支えないものとする。

また、認知症地域支援推進員については、認知症介護研究・研修センター等が行う認知症地域支援推進員研修を受講するものとする。

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員。
- ② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市が認めた者（認知症介護指導者養成研修修了者、認知症実践リーダー研修終了者等）。

2 業務内容

(1) 地域におけるネットワークの構築

- ① 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるように認知症疾患医療センターを含む医療機関等と連携を図りながら、連絡調整などの支援を行う。
- ② 多職種が参加する認知症の人の支援のための研修会や事例検討会、情報交換会を開催する。
- ③ キャラバン・メイトや認知症サポーター、オレンジサポーター、チームオレンジ、ボランティア等、地域の協力者との連携を図る。
- ④ 地域の集まり等において、地域住民に対して、認知症に関する情報提供や講話等（認知症サポーター養成講座を含む）を行い、認知症への理解や関心を深めるための普及啓発を行う。

(2) 認知症の人やその家族への支援

- ① 認知症の人やその家族等からの相談支援を行う。また、認知症ケア相談室を設置し、在宅で認知症の人を介護している家族等に対し、介護技術等に関する助言を行う。
- ② 「認知症初期集中支援チーム」と連携を図り、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。
- ③ 認知症の人を介護する当事者間のネットワーク構築を目的とした交流会や勉強会などを開催し連携を図る。
- ④ 認知症ケアパスの普及を図る。

- ⑤ 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる「認知症カフェ」を圏域内において開催するために関係機関と連携を図る。

(3) その他の業務

市主催等の事業により認知症地域支援推進員へ講師や視察及び研修会等への協力依頼があった場合は当該事業等に協力するものとする。

3 実施計画書及び実績報告書の提出

認知症サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）を実施する際は、次の書類を市へ提出すること。

なお、提出された実施計画書及び実績報告書に基づき、市が全国キャラバン・メイト連絡協議会へ報告する。

(1) 実施計画書

養成講座を開催する概ね1ヶ月前までに、市が指定する様式により実施計画書を提出する。

(2) 実績報告書

養成講座修了後は、速やかに市が指定する様式により実績報告書を提出する。